

# 小金井市環境報告書 平成20年度版



(市の鳥カワセミ)

小金井市環境部

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1. 環境報告書のねらい…………… 1
- 2. 環境報告書の位置づけ…………… 2
- 3. 環境報告書の構成と内容…………… 4
- 4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み…………… 6

## 第2章 環境啓発事業

### 取り組み1

- 環境講座1…………… 8
- 環境講座2…………… 11

### 取り組み2

- 環境フォーラム…………… 15

### 取り組み3

- 環境施設見学会…………… 16

### その他

- かんきょうサロン…………… 17
- 小金井市環境賞…………… 18

## 第3章 基本計画の取り組みの進捗状況

- 1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる…………… 19
- 2. 緑を守り育てる…………… 20
- 3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する…………… 21
- 4. 自然環境を一体的に保全する…………… 24
- 5. 公害を未然に防止する…………… 25
- 6. 小金井らしい景観をつくる…………… 26
- 7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる…………… 27
- 8. 地域から地球環境を保全する…………… 28
- 環境保全実施計画の20年度の各課進捗状況…………… 30

## 第4章 市役所としての取り組み…………… 48

## 第5章 環境基本計画の推進に関する事…………… 55

## 資料編 小金井市の環境の状況…………… 56

## 用語解説…………… 82

## 第1章 はじめに

---

### 1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、平成20年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取り組みの方向に沿って、どれだけの取り組みが進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取り組みの改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組みに沿って、次のような情報を掲載します。

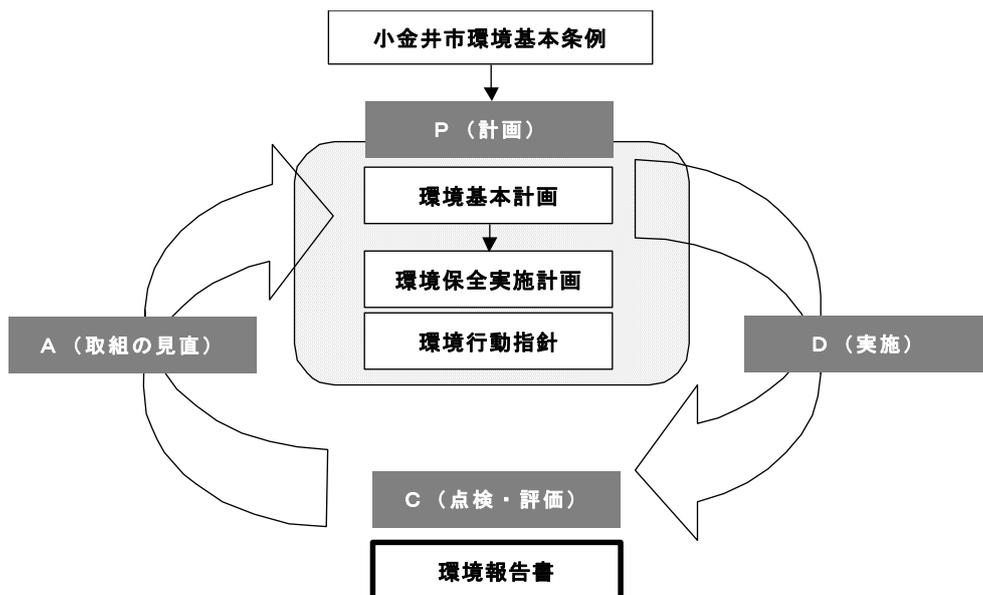
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取り組みの状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取り組みの成果や課題を確認するためにさまざまな主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

## 2. 環境報告書の位置づけ

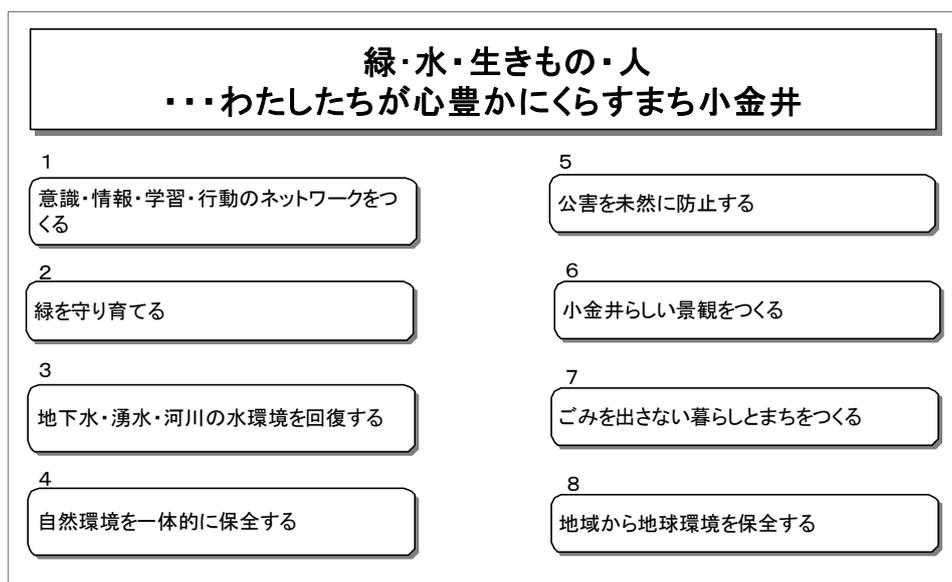
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取り組みの実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

図 小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取り組みの体系と方向が示されています。

図 環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方にに基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

#### 第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

#### 第2章 環境啓発事業

環境啓発事業は、小金井市環境市民会議と小金井市の共催事業として行われています。「かんきょう」に取り組む市民、環境団体、教育機関、企業の方々をつなぐ場として行っています。

#### 第3章 取り組みの進捗状況

環境基本計画第3章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取り組みの方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取り組みの状況を報告します。

上記の取り組みは、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画でお示しています。

#### 第4章 市役所としての取り組み

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

#### 第5章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、さまざまな方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造のための直接的な事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、市域の環境保全等を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている計画の推進体制、財源、基金、指標、行動指針、環境マネジメントシステムなどについて状況をチェックし報告します。

**資料編**

市の環境に関するデータ等を掲載します。

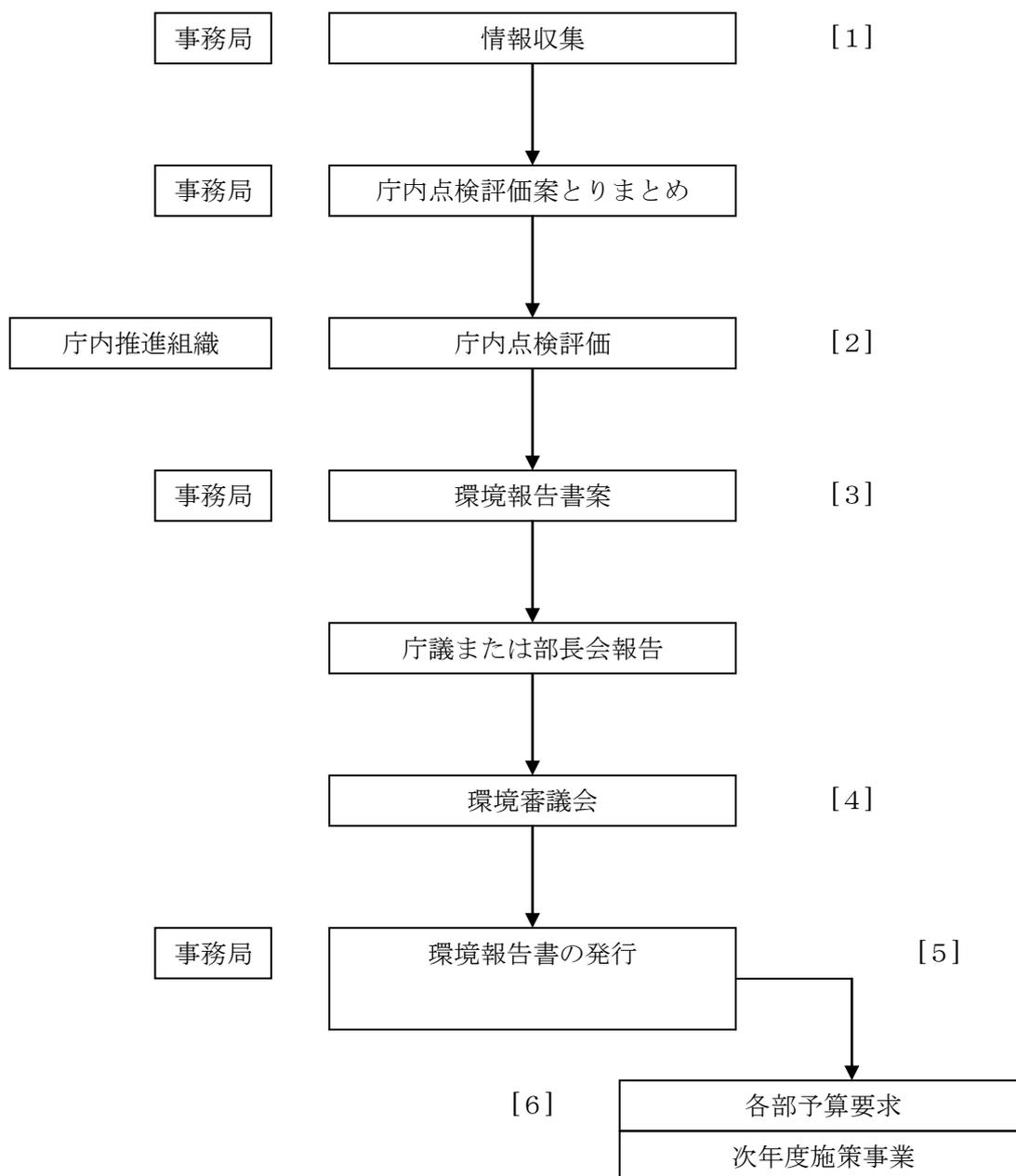
**用語解説**

環境報告書に記載されている言葉の解説です。

#### 4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。

図 環境報告書作成の流れ



- 〔1〕 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。
  - 指標に基づく環境現況及び取り組みに関するデータ
  - 市の各部局の施策事業の実施状況
  - 重点的取り組みの進捗状況
  - 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況
- 〔2〕 上記〔1〕の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取り組みの進捗を点検評価します。
- 〔3〕 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- 〔4〕 環境報告書案や、案に対する市民意見などを環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取り組みの実施状況を評価します。
- 〔5〕 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- 〔6〕 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度の予算要求・施策事業に反映させます。

## 第2章 環境啓発事業

平成17年度から、小金井市環境基本条例第27条にある小金井市環境市民会議と協働で3つの環境保全に関する啓発事業を開催しています。

今年度の取り組みを紹介します。

### 取り組み1

#### ○ 環境講座1

#### 洞爺湖サミットをうけて、今後の環境と経済を考える+ワークショップ

とき：平成20年9月23日（祝。火）

会場：上え原会館

ゲスト：東京経済大学教授 除本 理史さん

#### 東京経済大学除本教授からの話題提供

私は、東京経済大学で「環境経済学」という授業を持っています。と同時に、日本環境会議の役員をしながら、岩波書店から出ている雑誌「環境と公害」の編集をやっています。日本環境会議というのは1979年にできた環境NGOです。ご存じのとおり、1970年代半ばには石油危機がありました。それまでは経済成長でいけいけドンドンでやってきたのが、石油危機でスピードダウンし、世界的な不況に陥っていく。しかし、そういう経済的余裕がないときこそ、環境政策を後退させてはいけなかったと考える研究者や公害裁判等をやってきた弁護士たちが立ち上げた任意団体です。

その中心的なグループが編集している雑誌が、先ほど紹介した「環境と公害」で、これは戦後最初の経済白書を書いた人で一橋大学学長でもあった都留重人が中心となって創刊したものです。化学や都市工学等を研究されてきた宇井純もこのグループのメンバーでした。

そうしたなかで、私が具体的な活動として何をやってきたかといいますと、神奈川県「川崎」のような工業による公害が深刻になった地域が現在どうなっているのか、どういう課題があるのか、どういうまちづくりをしていかなければならないのか。キーワードとしては「環境再生」、環境再生をしながらまちづくりをしていく、環境再生のまちづくりというテーマでいろんな地域の研究をしてきました。

#### 100年先を考えて、行動を選択する

さて今回は「環境と経済」というのがテーマです。そういう意味では、私は今後100年先の将来世界のイメージを持ちながら、それに合わせて日々暮らしたいと考えています。100年先にはこんな世界が実現していたらという希望でもいいのですが、そういう方向に少しでも自分のライフスタイルを合わせることを心がけているつもりです。

#### 洞爺湖サミットで議論されたこと

日本のマスコミによれば、洞爺湖サミットでは「地球温暖化」を中心に議論されたような報道が多かったのですが、実際はそうではなく、以下の4つの柱がありました。

- (1) 食糧の問題
- (2) アフリカの問題・飢餓の問題
- (3) 投機マネーの問題
- (4) 地球温暖化の問題

なかでも、日本では問題視していないように思われますが(2008年9月時点)、最近銀行金利が上がらないから、投資をしましょうと。言い換えれば、CMを見ているも皆で博打を打ちましょうと煽動しているみたいですね。〇〇証券や〇〇ファンドによる資産運用が引き起こしている負の問題やネガティブな問題が世界中に広がっています。

それに、サミットの合意内容をどう見るのか、何が合意されたのかという点が重要です。一つはその長期目標としての合意事項が先進国のやることではなく、温暖化防止条約の締結国(別に先進国にかかわらない)が、全体として2050年までに世界全体排出量の少なくとも50%の削減を達成するというもの。いや、それには実にややこしい文言が付け加えられていて、「そういう目標というビジョンを採択する。」というものです。

さらに、これに(注)が付いていて「全ての主要経済国」の貢献が必要だと言っている。「全ての主要経済国」とは「先進国だけではない」と指摘しておきたい(中国も微妙ですが、入っています)。20年くらい前なら、経済成長途上の発展途上国と言われた国も含めて、こうした表現を使っている。これは長期の話です。

また2050年までの中期については「各国のビジョンの違いを考慮に入れて野心的な中期の国別総量目標を実施する。」とあります。けれど、野心的というのに数値がない。どれだけ削減するか決まっていない。これらが合意されたということです。

サミットに対する職者のコメントを引用します。

京都大学大学院経済学研究科教授(経済環境学)の植田和弘氏は「60点に届かない落第点」。落第と言いつつ、内容はほめている。ただ問題点として指摘しているのは中期目標に目標値がなく、各国が合意の上でやらずに勝手にやるということ。「せつかくサミットをやったのに、意味があるのか？」という評価です。

国連環境計画特別顧問の末吉竹二郎氏は、「70点で合格」と言っているが、実は細かく見ると植田教授より厳しい。2050年までに50%削減という数字があるが、「目標のビジョン」と書かれていて何か曖昧なことを書いて逃げている印象。また、(中国・インド・インドネシア・ブラジル等を含む)すべての主要経済国が取り組まなければいけないというが、急速に経済発展している国も先進国と一緒にやらなくてはいけない。本来はその通りだが、途上国に比べて先進国は歴史的にたくさんのCO<sub>2</sub>を排出している。そうした先進国の人たちの責任はどうするのか明確に問われていない。「野心的な～」の部分に数値目標がない、とも指摘しています。

WWFという環境NGOが緊急声明の中で指摘していて、温暖化対策でパツとしなかつ

たのはアメリカと日本。初期は温暖化対策に熱心ながら、その後アメリカに引きずられたようなカナダも挙げられていて、こうした国が足を引っ張っていると批判しています。また、日本は「化石賞」という温暖化に対抗した国に与えられる不名誉な賞を受賞しているので、日本政府は国際的には温暖化対策に熱心ではないと思われる、というのがサミットの結果だと思います。

### 経済のマネーゲーム化のおそれ

今後の環境と経済についてですが、投機マネーと食糧価格の高騰という話があります。今まで投機マネーは、例えば最近だとサブプライムに代表される証券取引に資金が流れていたのですが、それがうまくいかなくなり、90年代後半から徐々に一次産品や自然・天然資源のほうに資産の運用がシフトしてきています。

ここ数年は、石油に加えて金属の価格が高騰することで、それに食糧も連動して価格が高騰し、国際価格が引き上げられるという現象が購買力のない途上国の人達にとっては非常に大きな問題になって、これは貧困の問題とも関係しています。

今、経済マネーゲーム化しているのはみなさん御存じのとおりです。昔は、お金をモノの生産に投資すれば人々の消費財を増やすことにもなり、それによって経済が循環し、儲けが出て資金が回収できる。資本家から見ればそうした経済が成立していました。けれども現在は、モノが生活の中に過剰にあり、何をつくったら売れるのかが、あまり正確でなくなってきていて、手っ取り早くお金を儲けるには「モノの生産」より「マネーゲーム」が選択され、そのほうが資産の運用効率がよいという世界の流れがあります。地道にお金を儲けるかわりに、マネーゲームでお金を儲けたほうがよいというような流れがかなり定着してきています。

こうしたことが21世紀の100年続く経済の在り方としていいのか。私はたいへん疑問だと思っています。サステイナブル（持続可能）かということ、こうしたことは持続可能じゃないでしょう。

サブプライム危機もその一つの現れです。マネーゲームも金融業界が行っていますが、本来金融の役割というのは、お金を持っている人から、モノをつくる人、つくりたい人、つくりたいと思っているけれどお金のない人に融通してゆく機能です。サブプライムローンは住宅ローンですが、人々の生活の根源にあるモノをマネーゲームの対象にしている、そういうところまでできてしまったということです

これは金融本来の役割からはずれているのではないのでしょうか。21世紀経済のあり方は本来の役割に戻るべきだろうと思います。

### 経済の根本は生活を充実させること

経済学では2つの経済循環に対する見方があります。一つはお金・金融の側面、もう一つは実物経済の側面です。本来は実物経済がうまく回るというのが重要にもかかわらず、今はお金・金融の部分が肥大化してきて、本来のあり方からずれている。これを何とか元に戻していく必要があります。お金はいくらあっても腐らないから、(貨幣価値が下がる)

インフレという危機がくるとは思いますが、今後おそらくかなりの確率でドルが暴落し、日本経済が大混乱へ向かうシナリオが考えられます。

そういうことがない限り、お金はいくらあっても困りはしない。でも、食べ物についてはいくらもある必要はなく、日々暮らす分だけあればいいのです。これがモノとお金の違いです。お金は際限なく膨張する性質を持っているけれど、实体经济のほうに照らし合わせれば、それほど大量のモノは必要ないのです。経済の根本は「生活の充実」にあり、ほどほどに生きるということだと思います。

以上、除本教授のお話のあと、地球を取り巻く環境と経済というくくりから、日常の暮らしに引き戻して「これはムダだと思うもの」「もったいないと思うもの」についてグループに分かれ、ワークショップを行いました。

### ○ 環境講座2

かんきょう博覧会2008 in 小金井プログラムでの開催。富永さんの子どもの頃のお話を親子で聞きました。

#### 爺ちゃんが語る小金井

とき：平成20年11月16日（日）

会場：東京学芸大学環境教育実践施設

講師：富永一矢さん（小金井雑学大学学長）

#### 南側と北側の違い

ぼくは今73歳だから、きっと君たちのおじいちゃんくらいの歳なんだと思い、そんなおじいちゃんが生まれたころ、この小金井はどんなだったかというお話をしようと思います。

みなさんは中央線のどちら側に住んでいますか？小金井は、まちの真ん中を中央線が走っているのもとも南と北の交流が非常にすくないんです。北側は小金井公園、南側には野川、武蔵野公園、そして野川公園がある。ともに緑が多いのですが、たとえば、ぼくのいる南側の人にとっては、いま小金井公園がどうなっているのか、あまり意識がありません。小金井は農業の村で、北側は畑だけでした。そして線路から南側は崖になって、その「ハケ」（つまり崖）の下に畑があって、その向こうもずっと多摩川の所までずっと田畑でした。もっと昔は多摩川の水が崖線の所まで流れていたくらい湿地帯でした。だから田んぼがあるんです。ところが、北側は田んぼがない。お百姓さんの畑と田んぼはすごく違うんですね。だから、昔から南側と北側の交流がなかなか成り立ちにくい風土がありました。

そこへ線路ができたから、なおのこと分断されてしまいました。これから先は、ぼくたちのパワーで南も北も仲よくしていかなくやならないなと思っています。

#### 電気は夜だけ。とても寒かった小金井

## 第2章 環境啓発事業

小金井にはぼくが生まれた昭和10（1935）年ころは、電線が走っていたから夜には電気が来るけど、住んでる人が少ないから昼間は電気が来ない。冬は夕方の4時半くらいになると暗くなるから電気が流れる。でも夏は6時、7時くらいまで明るいから、そのころまで電気が流れないんです。

それに、今は郵便や新聞が家のポストまで来るのがあたりまえだけど、ぼくのときはそうじゃない。近所の大きなお百姓さんの家に数件分まとめて置いて行くだけ。それを朝起きると取りに行くのがぼくのお仕事でした。その昔、小金井の冬は本当に寒かった。北国の子どもたちみたいに、耳に毛皮を巻いて手袋をして下駄はいて。

あの「ハケの道」っていうのは、昔は土の道ですから霜柱が立つんです。お陽様が上がって温度が高くなると、霜柱が溶けて、ぐちょぐちょの泥水になる。それで新聞や手紙を持って歩いて来るには、今みたいに靴じゃなくて下駄だから、底に泥がくっついてだんだん下駄が高くなります。足元が悪くて転ぶと新聞が泥だらけになる。郵便なんてぐちょぐちょになる。「ただいま、新聞もってきたよ」「泥だらけで読めないじゃないか」って怒られちゃう。それくらい寒かった。もう本当に霜やけだらけ。あかぎれができて、指なんか温かくなるとかゆいんだ。おまけに指が曲がなくなっちゃう。

### 野川は「大川」だった

君たちは野川を見たことがあるかな？野川は今でこそまっすぐな川だけど、おじいちゃんときは、ぐにゅぐにゅ曲がってる川だった。ぼくたちは大きい川ってことで、「大川」と言っていました。大川っていうと、それこそ隅田川とか荒川だとかの大きな川を想像するでしょ。だけど、大きさは今の野川くらいしかないんです。

じゃあ、なんで大川って言ったかっていうと、大川から水を引くために、小川が田んぼに沿ってずっと流れていた。だから、その小川に対して大きい川だから大川。ぼくが「あの川で泳ぎを覚えた」って言うと、今の人は「うそー！！」って驚くんです。で、あんな所でどうして泳ぎ覚えられるの？っていうけれど、昔は水がとうとうとながれていたんです。

第二中学校の少し先にある中前橋のところには四割堰という堰があって、それを開けたり閉めたりすることによって田んぼに入れる水の量を調節していた。ぼくたちは堰が降りて水が貯まっているときは、その橋の上から飛び込みをやった。それと、ぼくの一番の記憶は1日にフナを24匹釣ったこと。それくらいフナやハヤ、ドジョウ、タニシがたくさんいました。とくに小川の所にはタニシやドジョウがいっぱいいて、いくらでもとれた。それから野菜のクレソンってありますね。今では一束100円だとか200円だとかで売ってます。きれいな湧き水がながれていますから、当時そこにはクレソンがたくさん生えていました。でも水から上の葉っぱは硬いので、水に沈んでるやつを摘み取って食べる。だから、初めてクレソンをお店で見たときはちょっとびっくりしました。「へえーこんなの売れるんだ！」ってね。

### 下の名前で呼びあう人たち

また今と違って、昔はすごく人口が少なくてね。まち歩いていると知らない顔がない、全部知った顔なんです。小金井は大久保さん、渡辺さん、鴨下さん、鈴木さんなんて同姓の方が多いんですが、渡辺さんとか大久保さんとか言ったって、どこのだれだかわからない。だから、みな下の名前で呼ぶんです。南側の話ばかりになります。駅前通りをまっすぐ行った前原坂上交差点に葡萄酒で有名な「菊屋大久保」という酒屋さんがあります。「菊屋」というのは、今のご主人のおじいさんが菊次郎って名前、他にも酒屋さんは何軒かあるんだけど、あそこへは「キクさんの所のおしょうゆ買っておいで」と言われて買いに行く。それから第一小学校の脇の雑貨屋さんは「いしさん」。「いしさん」という人は前の小金井市長、大久保市長のお兄さんに当たる人です。こんなわけで、ほとんどが名前と呼ばれていた。だから店主がその孫くらいになると、自分の屋号としてお祖父さんの名前を残しているんです。

ぼくもまち歩いていると、「富永」なんて言う人はいない。「おい、カズヤ！」って言う。駅の近くで悪いことして叱られても、家に帰るといつの間にか親が「おい、お前、駅で悪さしたんだって？」って知っているんですよ。そのくらいまちの中で知らない顔がなかった。人口は少ないけれど、みな仲のよいお友達だった。本当に話し合えるひとたち、だからまち全体がそれなりの人間関係で結ばれていました。その代わり、言葉でも今と違って「小金井弁」というのがあった。ぼくも少ししゃべれるんですよ。「おー、行くべーよ」みたいな千葉の方言みたいだけど、「遊ぶべーよ」みたいなだんべ語とか。今でもおじいちゃんたちの集まりに行くと、自然と小金井弁でしゃべっています。あと、そうそう。もう一つ言うと、今は「新宿や銀座に行く」とか言うでしょう。ぼくたちのときは中央線に乗って都心の方に行くときは、いつでも「東京に行く」って言ってました。「東京行ってくらー」ってね。もう中野より向こうはすべて東京って言ってた。道で人に会うと「こんにちは。いいお天気ですね。どこかお出かけですか?」「ちょっと東京まで」って感じです。

そのくらい、都心との距離感があったから、子どもたちをまちの人たち全員で見ている。自分のところの子どもだけじゃなくて、店の人たちも物売りながら、だれんちの子があそこで何してるとか、ちゃんと見ててくれていた。なにかあるとすぐ家のほうに伝わってきて、子どもたちがまちの中で何をやっているのか親にはわかるようになっていました。

#### おもちゃは自分たちで手づくり

小金井神社の脇に「はちろべさん」という雑貨屋さんがあって、その店だけがコマとかメンコとか凧だとか売っていた。そこで買えば、凧はいくらでも揚げられたし、メンコなんか最初は買っていたけれど、やがてそれをまねしてみんなで作るようになりました。親からボール紙をもらって、買って来たメンコを置いて鉛筆でくるくるくと周りを写して、それをハサミで切って、ちょっと器用な子はそれに絵を描いて、それでメンコにする。それからベーゴマもね。たとえば、だれか一人がベーゴマ持って来るでしょ。すると、砂を植木鉢に詰めてじょうろで水をやって湿らして、ぐっと押し付けるとベーゴマの形に凹むじゃない？それで、だれがどこから見つけてきたのかわからないけど、鉛の塊を持って

## 第2章 環境啓発事業

来てね、焚き火をして鍋に入れてそれを溶かす。溶かしてそのベーゴマの穴の中にぎゅーとね。そうすると、きれいなベーゴマできるんですよ。それを、やすりで角をきれいにする。意外と鉄より重くて強いんですよ。

凧もそう。凧も一つは買って来て、周りにいくらでもあった竹を切って、裂いてヒゴみたいにして、それでまねをしてつくった。おもりの付け方や前後左右のバランスのとり方は自然から、というか実物で覚えていった。買って来たものの仕組みはなかなか覚えられないけど、いったん自分でつくといろいろな工夫をして覚えていきますね。そうやって全部遊ぶものは自分たちでつくりました。今の皆さん方はプラモデルをきれいにつくると思います。ぼくらがつくったものは比較にならないくらい幼稚なものなんだけど、そこから覚えたものは今になっても役に立っています。

### 一度ケガをすると使い方を覚える

だから、お父様やお母様にはお願いがあるんです。ぼくがこういう話をすると、カッターナイフを持たせると手を切るから危ないので持たせないとおっしゃいますが、たとえばこんな使い方したらこう削れるから、手がこっちをこう押さえて、こう刃を使えば当然こう切れますよね。自分で切ったときに「あー、いけない」って思いながら、うまく削れるようになる。自分で覚えていくんですね。そのカッターナイフで指をケガすることなんてことは……。まあぼくはいまだにここに傷があるんですけど(笑)。73歳になっても傷は残るかもしれないけど、カッターナイフで指を落とすなんてことはないから、割合と早いうちにカッターナイフで指を切る経験をしておいたほうがいいと思う。一度そういうことをすると、もう二度と切りませんから。そうやって一回痛い思いをすれば、覚えるんだよね。自分がこんなに痛い思いをしたんだから、絶対に他人のほうにハサミなんて向けないとか。刃物の使い方なんて自然に覚えていきます。親もすごかった。かなり危険だと思っても、絶対に親は出てきませんでした。それで、とても痛い思いして、ちょっとしょげて帰って来るとね、「自分のツバでなめなさい」と言う。ツバはすごく殺菌作用があって効くんだよって。だから血が止まるまでなめてなさいと。出た血は飲みなさいって教わったし、実際なめているうちに血が止まったもんです。それで友達連中でも、ケガすればだれかが面倒見てくれる。やっぱりそういうことってすごく大事だなんて思います。

### いろんなものを手づくりしよう

この鉄道模型は、ぼくが40歳くらいになってから始めたものです。電車の図面を本で見つけてそれをコピーして、板を切ってつくりました。買ったものは車輪とモーターだけ。こんなことを今でもしています。これはひとえに、小金井におもちゃ屋さんがなかったおかげで覚えたこと(笑)

今は何でもあふれていて、それがいけないとは言いませんが、たとえば本を見て「これ、おもしろそうだな」って思ったら買いに行けばいい。プラモデルでもガンダムでも、最初の一つは買ってでもいいんです。一つはいいけど、その次は自分で割り箸をお母さんからもらって、ナイフで削って、糊でくっつけてつくってみたい。プラモデルみたいにきれ

いにはできないかもしれないけれど、自分でつくった「俺ガンダム」ってのができあがる。そういうことをみんなでやったらいいと思うんだよね。

## 取り組み2

### 環境フォーラム かんきょう博覧会2008 in 小金井

テーマ：手をつなごう小金井のかんきょう

とき：平成20年11月15日（土）16日（日）

会場：東京学芸大学 芸術館及び環境教育実践施設

地域の環境に携わる団体等が参加してさまざまな分野・方法で発表が行われました。この博覧会と同時に、市50周年記念行事「雨を活かすまちづくり50年の継承」8市市長サミット+シンポジウムが開催されました。

また、当日、小金井市環境賞の表彰式が行われ、みどり剪定サークル、小金井第二中学校生徒会整備委員会の2団体が表彰されました。

博覧会での催し物

#### 映像から環境を考える

映画「アース」

小金井を中心に活動するグループが紹介する映像。「二十四年目の春」「サクリファイス」「にがい涙の大地から」「アイスランドに地球の鼓動を聞く」「水からのメッセージ」「ヒロシマナガサキ」「水俣病その後の20年」「海とお月さまたち」「多摩川中流域の生きもの」「小金井の農業にかける熱い想い」「消失に関する3章の映画より」

#### シンポジウムをとおして環境を考える

シンポジウム1「ごみを出さない生き方！?+ごみを燃やさないやり方！?」、シンポジウム2「あなたの公園やベンチは元気ですか？」

#### 写真から環境を考える

「再開発と高架工事」「京の街角、猫、美女たちなど」「いま、子どもたちに（水俣）を」  
アートをとおして環境を考える

「アート 自然・身体・ダンス」

#### 親子であそぼ！

「手作り鉄道模型実演&爺ちゃんが語る思い出話」「農園のお米とお芋で（餅つき&焼き芋）」「農場にプレイパークが帰ってきた！」

#### 小金井の食を楽しもう

小金井市制50周年記念スイーツの販売

出展者一覧（順不同）

#### 小金井市環境市民会議各部会

地下水測定部会、まちづくり部会、緑調査部会、環境学習部会（田んぼの時間）、ごみ部会

## 第2章 環境啓発事業

### 子ども関係

KOKO ぷらねっと、小金井にプレイパークを作る会、わんぱく夏まつりの会、土ようのたまり場、回帰船保育所、ひ・ろ・こらば、東京ガス多摩支店

### 自然環境の保全関係

名勝小金井桜の会、小金井公園桜守の会、自然の会こがねい、野川自然の会、みんなで作る野川ビオトープの会、野川流域連絡会、東京都土木技術センター、東京経済大学除本ゼミ

### 環境まちづくり関係

小金井まちづくりフォーラム、小金井市放射能測定器運営連絡協議会、小金井平和ネット、北欧楽会、トラジッションタウンこがねい、「水俣」を子どもたちに伝えるネットワーク、パーマカルチャーこがねい、グリーンネックレス、法政大学大学院エコ地域デザイン研究所

### ごみ問題関係

小金井市消費者団体連絡協議会、シニア SOHO 小金井、小金井生活クラブ運動グループ地域協議会、トンボの会、小金井市ごみゼロ化推進会議まち美化部会・啓発部会・事業所部会

### 芸術文化関係

アート・ドール、ワンズ・アイズ・フィルム、Japan young greens

### 食と農関係

小金井地産地消追跡隊、おむすび屋 Wa Gaya、珈琲屋台出茶屋、ミュゼダグリ、全国無洗米協会

以上、環境に関わる、市民、団体、企業等約50団体の参加があり、市民の方は約90名の参加がありました。

## 取り組み3

### 環境施設見学会（環境フィールドワーク）

「東京の農」を知るツアー

とき：平成21年3月9日（月）

場所：秋川ファーマーズセンター・近藤醸造(株)・石川酒造(株)・東京都農林総合研究センター。

「東京の農」をテーマに開催しました。地球温暖化問題の中で、フードマイレージなど「地産地消」を進める動きを知るため、4つの施設を見学しました。

秋川ファーマーズセンター

秋川ファーマーズセンターは多摩東京移管100周年記念事業「TAMAらいふ21」の一環として、平成5年8月に建設されました。TAMAらいふ21協会、秋川市（現在のあきる野市の前身の一つ）、秋川農業行動組合の三者が共同して作り上げたもので、農畜

産物の販売を中心にしながら、農業者と市民が親睦・交流をはかることを目的としています。

#### 近藤醸造株式会社

近藤醸造は明治41年（1908）創業で今からちょうど100年ほど前の創業になる醤油醸造元です。今では珍しい木製の樽で仕込む醤油を製造しています。

近藤醸造では、入れ物にガラス瓶を使います。これは、ガラス瓶のほうがペットボトルに比べて賞味期限が長いとのことでした。

#### 石川酒造株式会社

石川酒造は文久13年（1863）に酒造りを始めたこと、明治13年（1880）に現在の場所に酒蔵を建て、今に至っているそうです。かつては多摩川水系の水を使っていましたが、現在は地下150mから汲み上げてお酒を造っているそうです。

#### 東京都農林総合研究センター

大正13年（1924）に現在地（立川市）に移転してきました。この農林試験場は平成17年（2005）に東京都畜産試験場、東京都水産試験場とともに独立法人化されて東京都農林総合研究センターとなり、財団法人農林水産振興財団に運営委託されています。

環境に適した農産物の生産技術をはじめ、土壌や害虫など、営農に関する様々な問題を研究したり、普及指導員の研修などを行ったりしています。

以上、小金井市環境市民会議作成「環境保全に関する啓発事業報告書」より

## その他

### かんきょうサロン

平成20年度から小金井市環境市民会議が「かんきょうの輪（ネットワーク）をひろげる」取り組みとしてかんきょうサロンを実施しています。

この取り組みは、共に学び、語り合い、会員同士、市民との交流の機会を増やすものです。

20年度は、3回のかんきょうサロンが開催されました。

1回目 イギリスの環境問題への取り組みと市民活動について

お話：ポール・シェファードさん（環境市民会議会員）

日時：平成20年5月24日（土）午後2時から4時まで

場所：コミュニティ湧

2回目 これから会える小金井の生きものたち

お話：高橋 利行さん（環境市民会議会員）

ホテルかご制作ワークショップ：瀧本 広子さん（環境市民会議会員）

日時：平成20年7月5日（土）午前10時から12時まで

場所：公民館本館4階視聴覚室

3回目 私と小金井桜～過去・現在・未来～ 小金井桜を知っていますか

## 第2章 環境啓発事業

お話：石田 精一さん（環境市民会議会員）

日時：平成20年12月6日（土）午前10時から12時まで

場所：コミュニティ湧

### 小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成15年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧

	年 度	受 賞 者(団体・個人)
第1回	平成15年度	野川ほたる村
第2回	平成16年度	都立小金井工業高校整美委員会・少林寺拳法部
第3回	平成17年度	阿部 正敏さん
第4回	平成18年度	株式会社 武蔵野
第5回	平成19年度	グリーンサム小金井
第6回	平成20年度	みどり剪定サークル 市立小金井第二中学校生徒会・整美委員会

## 第3章 基本計画の取り組みの進捗状況

### 1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

市内では、学校、大学、市民団体をはじめとし、さまざまな団体や機関が、環境学習や環境保全に取り組んでいます。それらのさまざまな主体の連携をはかり、小金井らしい創造的な環境保全活動を一層進めていくことが今の課題です。そのために、小金井市環境基本条例で大きな柱の一つとされている「環境学習」に全市で取り組み、また環境保全の活動を行っている団体をつないだり、さまざまな主体の力が最大限に発揮されるようにコーディネートしたりしていきます。また、これらのことを支えるために、情報を誰もが活用しやすい形での情報発信や、情報を行動に結びつける工夫を行います。

#### 1-1 環境学習の推進

小金井全体で環境学習を進めていくために、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、学校、公民館などをつなげます。それらの主体が中心となって、小金井らしい環境学習の構想や計画をつくり、体験や技術・技能を重視したプログラムづくりや人材育成を進めます。

#### 1-2 パートナーシップ・ネットワークづくり

さまざまな団体や個人の活動をつなぎ、ネットワークを活かしてより大きな動きをつくっていくためのコーディネート機能を重視します。市が自らコーディネート機能を担うとともに、コーディネーターの養成や支援も行います。また、広域的な連携による環境保全にも取り組みます。地域の課題を地域自らが解決していけるよう、地域コミュニティの活性化や、地域コミュニティと市民活動団体との連携などを進めます。

1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

1-1 環境学習の推進に関連する取り組み	
学校教育部指導室	環境副読本「こがねい」の作成
環境部環境政策課	こどもエコクラブでの活動支援（本町小3年生）

1-2 パートナーシップ・ネットワークづくりに関連する取り組み	
環境部環境政策課	小金井市環境市民会議との共催事業による取り組みを行っている。①環境講座②環境フォーラム（かんきょう博覧会）③環境施設見学会

\*この取り組みの内容は、環境行事の取り組みに掲載しています。

## 2. 緑を守り育てる

緑に恵まれた小金井ですが、農地・宅地などの緑が減少を続けており、あらゆる方策を活用しながら残していかなければなりません。また、公園や樹林地を適切に管理することや、植樹や施設緑化などにより新しく緑を増やしていくことも、これからの小金井の大切な課題です。緑を守り育てるためには、全ての主体が協力しあって進めることが必要で、そのために市全体の緑の保全方針を早期に明確にすることが不可欠です。

### 2-1 緑の保全

大規模な公園緑地など永続性が保証された緑地の適切な管理や整備を行います。

民有地の緑は、相続の発生などにより急速に減少していくおそれがあります。また、公園や樹林地などで管理が十分行われていないところもあります。重点的に保全すべき緑など保全方針を明らかにし、さまざまな指定制度の活用や、公的資金・市民の寄付などによる買い取り、市民による維持管理の参加・支援などを組み合わせて緑を守っていきます。条例や計画など市独自の緑の基準づくりも検討します。

### 2-2 緑の創造

新たな公園整備、敷地や建物の緑化などを進めます。緑化にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、地域の生態系に望ましい植物種を選ぶ配慮などを重視します。緑化の努力に対する助成や表彰なども行っていきます。

### 2-3 まちづくりにおける農の活用

農業者や農業団体、農業委員会、市民などが連携して、農をまちづくりの中に位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐をもって農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、安心でおいしい食糧の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みが受けられるようにします。

農業者と一般市民との顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援・育成や、援農や交流の仕組みづくり、営農の継続が難しい農地の市民農園や公園化などに取り組みます。

また、在来品種の保存に取り組み、生物多様性と地域の文化の保全を目指します。

2 緑を守り育てる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

2-1 緑の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	環境保全緑地・保存樹木の指定（環境保全緑地は、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」の規定に基づき、緑地に指定した土地所有者と緑地保全協定書を締結し、助成措置を講じて保全を図るものです）

2-2 緑の創造に関連する取り組み	
学校教育部庶務課	市立第二小学校の校庭の芝生化を行っています。芝生化により、ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習や地域のコミュニティ形成につながっています。
環境部環境政策課	平成18年度に都から土地取得を行った梶野広場の都市公園としての整備を進めるための活用計画を策定しました。

2-3 まちづくりにおける農の活用に関連する取り組み	
市民部経済課・農業委員会	体験型市民農園を開園しています。また、ふれあい農園として、遠野町（長野県）でのお米作りも行っています。講習会では地場野菜を使った料理講習会の開催をしています。 (市内の農産物産先販売所軒数51軒)

### 3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

緑とともに水にも恵まれた小金井ですが、現代の急速な都市化は、水の水循環に大きな障害を生じさせています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって河川の水量が減少し、また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。河川の水質では、一定量以上の降雨時に下水の越流水が排出され河川を汚すという問題が残されています。

環境基本計画の水に関する第3章第3節は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を兼ねており、専門家の調査や提言に基づいて具体的な施策や取り組みの方向を示しています。水循環の仕組みを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、水循環の回復・実現に向けたこれらの施策や取り組みを実践していきます。

#### 3-1 地下水・湧水に関する現況把握

地下水・湧水の保全を進めるために、水循環の仕組みや水環境の現況を把握します。地下水位、地下水の流れ、地下水脈、湧水の湧出量や水質、野川の水量や水質、井戸の状況などについて定期的・継続的なモニタリングの体制を整えます。また、地下水の流れを把握するための観測井を設置します。

調査・収集したデータをもとに、市域の水収支の把握と分析を行って水環境保全の方策検討に役立てるとともに、データや専門家による調査結果などはわかりやすい形で公開・活用していきます。

#### 3-2 地下水・湧水の保全

地下水・湧水を保全するために、雨をできるだけ地下に浸透させて、地下水を涵養し、

地下水位を確保します。そのための方策として、雨水浸透ますをはじめとする浸透施設の設置促進とその効果検証、農地や緑地の保全、雨水貯留、下水道に流れ込む雨水量の把握と削減、用水路の復活などに取り組みます。また、地下構造物の建築によって地下水の流れが妨げられることがないように、法律や「小金井市地下水及び湧水を保全する条例」に基づき地下水影響工事のチェックを確実に行います。また湧水涵養域を明らかにして保全施策を検討していきます。

さらに地下水の水質を保全するために、地下水の定期的・継続的な調査・監視を行うとともに、地下水質に影響を与えるおそれのある事業活動などに対する監視・規制や指導を徹底します。

#### 3-3 河川環境の保全

野川、仙川、玉川上水などの河川や用水の親水性を高め、生きものの生息環境を保全するために、安定した流量と水質を確保します。河川流量の確保には、雨水の地下浸透や、雨水を河川に直接流入させる、玉川上水から砂川分水・小金井分水に用水を導入する、市民が雨水浸透や節水に取り組むなどのさまざまな方策を検討・実施します。水質では、下水道の合流改善や、国・都・近隣自治体と協力した玉川上水の高度処理水の水質改善さらに河川水等の利用に取り組みます。また流量確保や水辺生態系の保全により自然の浄化能力を維持・回復します。

#### 3-4 地下水・湧水生態系の保全

国分寺崖線（はげ）に沿って分布する湧水から安定的に水が湧き出し、湧水生態系独特の生きものも生息し続けられるよう、はげの緑地を重点的に保全し、地下水の流れを確保します。湧水や野川に生息する生きものの調査を行い、野川等の自然再生を進めます。

#### 3-5 水の循環的利用

水の大切さや水循環の仕組みについての普及啓発を進め、家庭や事業所等での節水を促進します。また公共施設や大規模施設での中水利用や、市民のアイデアを活かした雨水利用の実践などを進め、上水利用をできるだけ抑えます。地下水の利用は、保全を図りながら、おいしい水道水や災害時水源として利用し続けていかれるように、利用した分を補うだけの地下水涵養や、井戸の適正管理を行います。

#### 3-6 市民等の啓発と連携

地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関するわかりやすい情報提供や、市民参加のモニタリング、学習・保全活動により、市民の地下水に対する関心や理解を高めながら、保全活動を広げていきます。

3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

3-1 地下水・湧水に関する状況把握に関連する取り組み	
環境部水道課	定期的に水質の検査を行い、「安全なおいしい水」を届けています。 (毎月点検)
環境部環境政策課	地下水調査を行っています。井戸13地点、湧水1地点を年4回測定しています。調査項目は、有機塩素化合物3種類を調査委託しています(資料参照)。また小金井市環境市民会議と協働で、市内の井戸の水位観測を行っています。

3-2 地下水・湧水の保全に関連する取り組み	
環境部下水道課	雨水浸透施設等設置の促進を行っています。(昭和63年9月に施設設置の技術指導基準を作成し、その後市民の協力のもとに設置が行われました。また、平成5年から昭和63年9月以前の建物(既存建物)についても助成制度による設置が行われ、平成20年2月末日現在で設置率は設置可能軒数の50%を超えました)
環境部水道課	飲料水や地下水の情報提供を東京都ホームページで行っています。また、梶野浄水場・上水南浄水場の施設見学を行っています。
環境部環境政策課	平成17年度から地下水及び湧水を保全条例に基づく地下水影響工事に対する指導を行っています。

3-3 河川環境の保全に関連する取り組み	
環境部下水道課	下水道の合流改善等雨水の河川流入の促進を行っています。(スクリーンの設置)

3-4 地下水・湧水生態系の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	市内3か所で湧水の生きもの観測を行っています。(資料参照)

3-5 水の循環的利用に関連する取り組み	
環境部水道課	日常生活や事業活動における節水への普及啓発を行っています。 (水道週間行事「水道なんでも相談」を実施)
環境部環境政策課	市民等取り組みの支援で、雨水タンクの補助金制度を行っています。 (購入状況を資料のページに掲載します)

3-6 市民等の啓発と連携に関連する取り組み	
環境部環境政策課	平成18年から環境市民会議地下水調査部会との市内の井戸（水位）・湧水（流量）調査を行っています。

#### 4. 自然環境を一体的に保全する

小金井市では、東西に、水辺と一体になった緑が帯状にのびていますが、南北の緑や水のつながりは不足しており、また、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。生態系としての価値や、自然とのふれあいの質を高めるために、緑や水にまとまりや連続性をもたせることが大切です。これまでも市のさまざまな計画にすでに示されてきた水と緑のネットワーク構想を実現させること、野川の自然、急速に減少している屋敷林の保全などが、そのための大きな課題です。

##### 4-1 自然環境の保全

大規模公園や緑地、住宅の緑、用水路や湧水など緑と水を一体的に保全し、連続性を確保します。小金井の水路の復活と周辺の緑化など、南北を結ぶネットワークづくりに重点的に取り組みます。

##### 4-2 生物の多様性の保全

大規模公園などの面的にまとまった緑、国分寺崖線（はげ）などの帯状の緑、屋敷林や農地などの点的に連続した緑を保全し、中でも緑と水の一体性がある地点を重視します。

学校ビオトープなど生息空間を新たに増やす努力や、野川等の自然再生をさまざまな主体で意見を出し合いながら進めます。団体との連携や市民参加により、動植物の実態を調査し、調査結果をもとに、動植物に配慮した河川や緑地の管理を実施したり、市民の動植物保護に対する意識啓発、参加を促します。

##### 4-3 人と自然とのふれあいの確保

緑や水に親しめる散歩道の整備や、自然にふれる環境学習プログラムやイベントの企画など、自然の保全と人とのふれあいの場や機会を設けて、市民が良好な自然を享受しながら、環境への関心や愛着を深めていけるようにします。

4 自然環境を一体的に保全する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

4-1 自然環境の保全に関連する取り組み	
都市整備部道路管理課	用水路の遊歩道化を行っています。

4-2 生物の多様性の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	野川の自然再生事業（野川自然再生協議会との連携）

## 5. 公害を未然に防止する

市では目立った公害は発生していませんが、一部、道路騒音や地下水水質などで環境基準を超過しており、また、住宅と事業所の近接地域で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

行政や事業者等が、それぞれ監視・測定や規制・指導、発生抑制など公害の未然防止に向けて必要な措置をとることや、公害が発生した場合に迅速で的確な措置がとれる体制を整えておくことに加え、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなどによる有害化学物質対策も必要です。

### 5-1 公害対策

大気や土壌の汚染、水質の汚濁、騒音など、環境基準が定められた公害について監視・測定を継続的に行います。都の助成制度等を活用した防止対策や、発生源に対する適切な規制や指導を進めます。また、生活型の公害に対処するために、苦情相談機能や健康の影響などに対する相談も充実させます。

### 5-2 有害化学物質対策

規制・未規制を問わず有害化学物質の環境影響を未然に、そしてより効果的に低減していくために、P R T R法や都の環境確保条例に基づき、事業者による使用化学物質の適切な管理と情報提供を促します。また、環境リスクに関する正確でわかりやすい情報の提供や問い合わせ・相談対応の充実、各主体間のリスクコミュニケーションを促進します。市が行う清掃事業の管理運営等では、情報公開や双方向コミュニケーションに努めます。

### 5-3 ヒートアイランド対策

小金井市内でも、緑地や裸地が減少し舗装面や建築物が増大した地区でヒートアイランド現象が実感されるようになってきているため、観測地点を定めてモニタリング体制を整えます。ヒートアイランド現象の防止や緩和に向けて、緑地・水面の確保や、コンクリート、アスファルト舗装などの見直しに取り組みます。

5 公害を未然に防止する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

5-1 公害対策に関連する取り組み	
環境部環境政策課	大気質の監視・測定（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント）の定期的な測定を行っています。（資料編に掲載）
都市整備部交通対策課	CoCo バス（天然ガス車）の運行。公共交通不便地区に CoCo バスの運行し、自動車等の使用を抑制します。

5-2 有害化学物質対策に関連する取り組み	
環境部環境政策課	有害化学物質等の状況を測定しています。

5-3 ヒートアイランド対策に関連する取り組み	
環境部環境政策課	生け垣造成奨励金。生け垣を設置する市民の方に奨励金の交付を行っています。

## 6. 小金井らしい景観をつくる

「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。小金井らしい景観は何かを市民とともに考えながら、その景観の実現に向けた取り組みを検討・実施します。そのような中で、国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林の緑の減少や、それらの自然とのつながりの中でつくられてきた有形・無形の文化遺産が消えていくことに対する対策が急がれます。

駅付近などの新たな開発や建築では、小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていくことが課題です。

### 6-1 小金井らしい景観の確保

小金井らしい景観は何かを多くの主体で話し合い、明らかにしていきます。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林など環境保全機能にもすぐれた要素を景観資源として位置づけ、まちづくりの中での保全活用を検討します。まちの美化や、まちや河川の清掃などをより一層進めます。

### 6-2 歴史的文化的遺産の保全

玉川上水、小金井桜や五日市街道に代表される歴史的風致や、古道・石仏・古木などの文化的遺産、民間信仰や年中行事などの無形の遺産に親しむ機会を設けて保全・継承をはかり、さらにまちづくりの中で積極的に景観形成や環境学習などに位置づけて、地域や活動の活性化を図ります。

### 6-3 環境と共生する都市づくり

環境に配慮した都市整備が進むよう、まちづくり条例の中に環境配慮指針を定めたり、開発や建築に際しての規制・誘導施策の検討や、環境影響評価の実施を行います。建物の新築・増改築では、省エネルギーシステムや水の循環的利用をはじめとする環境に配慮した施設整備を促進しますが、特に公共施設や民間の大規模プロジェクトでの導入を進めます。

6 小金井らしい景観をつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

6-1 小金井らしい景観の確保に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	ポイ捨ての防止など普及啓発、環境美化の促進を行っています。(路上禁煙地区での禁煙広報物の設置、駅頭においてマナーアップキャンペーンの実施を行っています)

6-2 歴史的・文化的遺産の保全に関する取り組み	
生涯学習部生涯学習課	市有形文化財登録数 21 件

6-3 環境と共生する都市づくりに関する取り組み	
都市整備部まちづくり推進課	まちづくり条例の運用
環境部環境政策課	環境に配慮した公共施設整備の促進（施設改修工事等に際して、環境に配慮した物を使用し、省エネルギーの電気機器等、また多摩産木材等の使用を推進しています） また、雨水利用について雨水タンクの助成を行っています。

## 7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

市では、市民の協力によりごみ減量や分別が進められてきました。燃やすごみや燃やさないごみは減少し、資源の回収量は増加しています。最終処分場の残余容量には限りがあり、また小金井市の中間処理場は老朽化しており、本市の可燃ごみを処理する焼却施設は平成19年3月に稼働停止しました。ごみ処理・処分は環境負荷が生じる一方で、市税収入の1割以上という莫大なコストをかけて行われています。ごみ減量をさらに進めるためには、各家庭・事業所などのごみ減量努力と、ごみにならないものを作らない・売らない・買わない社会的な仕組みづくりが必要です。

### 7-1 ごみを出さない

廃棄物の減量のためには、不要なものは生産しない、販売しない、買わないという生産者・事業者・消費者それぞれの取り組みが不可欠です。レジ袋やトレーなどの容器包装の削減を、市・市民・事業者の協力で進め、ごみ処理やリサイクルのコストの適正な負担の仕組みを検討・実現していきます。衣食住のあり方や生活時間の使い方など、ライフスタイルを見直していくことも、ごみ問題の根本的な解決に向けて必要です。

### 7-2 資源循環の推進

リユース・リサイクルを促進するために、製品や販売店に関する情報を提供したり、地域全体での取り組みを考えていきます。分別排出・回収を進め、品目ごとに適切なリサイクルルートを構築し円滑に運用するとともに、市民にとってリサイクルが目に見える仕組みづくりなどを工夫します。市自らのグリーン購入を進め、販売事業者や市民に対しては、環境ラベリング制度やエコストアなどの方法を活用して、情報提供や普及啓発を行います。

### 7-3 適正な処理

環境負荷の少ない処理・処分技術の導入や低公害収集車両の導入などにより、収集運搬・中間処理・最終処分の環境負荷をできるだけ減らします。特に、有害物質の適正な処理・

処分を徹底します。

#### 7-4 有機系廃棄物の循環利用

一般廃棄物で大きな重量比を占める生ごみについて、肥料化を進めます。その肥料を地域の農業者が使用し、収穫した農産物が生ごみの排出者である市民等に還元される仕組みづくりにも取り組みます。また、剪定枝・落ち葉についても、資源として循環利用する事業に取り組みます。

7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

7-1 ごみを出さないに関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	ノーレジ袋デーの実施。マイバック持参の奨励。リサイクル推進協力店の認定を行っています。

7-2 資源循環の推進に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	集団回収事業の奨励。環境学習副読本の発行（暮らしの中のごみ減量）、ごみゼロ化推進会議の設置
市民部経済課・農業委員会	地域ブランドの創設、市民が効果を実感できるリサイクル。（物を大切にする精神と再利用を促し省資源化を推進する。また、農業生産物を活用したブランド作りを推進します）
環境部環境政策課	グリーン購入の促進（資料参照）

7-4 有機系廃棄物の循環利用に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	生ごみ処理機購入費補助制度。また、市内の小中学校に生ごみ処理機の導入をしています。この処理機で生成された堆肥から肥料化を行い、有機原料として生産した肥料を、市民に配布しています。

### 8. 地域から地球環境を保全する

私たちの暮らしは、「衣」「食」「住」どれをとっても、生産から廃棄までが小金井はもとより日本各地、さらに海外の社会や環境と深く結びついています。そのような結びつきを理解し、地域社会の中で地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を行います。中でも、地球温暖化防止が大きな課題です。

#### 8-1 地球温暖化の防止

地球温暖化防止のために、日常生活や事業活動における省エネルギーや効率的なエネル

ギー利用、新エネルギーや自然エネルギーの導入を促進します。また、CoCo バスなど公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車で移動しやすい道づくりなど自動車に依存しないまちづくりを進めます。市や地域全体で温室効果ガス削減を進めるための計画を策定・実施します。

### 8-2 オゾン層の保護

オゾン層保護のために、現在使用されているフロンの適正な回収・処理を促進するとともに、代替物質への変換を促します。

### 8-3 その他の地球環境保全

小金井における生活や事業活動が、小金井から遠く離れた地域で、何らかの地球環境破壊につながっていることも考えられます。広域的・国際的な視点で自らの行動を見直し、対策を実行する仕組みをつくりまします。熱帯林保護のため、公共施設における熱帯材使用の抑制や、多摩産木材の使用を進めます。国際交流を進めている地元大学と連携して自分たちの活動について情報発信したり、小金井を訪問・滞在する外国人と環境問題を通して交流するなど、環境問題を通じた国際交流に積極的に参加します。

8 地球から地球環境を保全する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

8-1 地球温暖化の防止に関連する取り組み	
都市整備部交通対策課	CoCo バスの運行
都市整備部まちづくり推進課	住宅増改築融資あっせん制度。
総務部管財課	庁舎内における省エネルギーの推進（夏季28度、冬季19度を目標に調整）
環境部環境政策課	地球温暖化対策実行計画市役所版を作成（資料編で数値掲載）

8-3 その他の地球環境保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	小金井市環境行動指針の啓発。（市民、事業者、市の環境に配慮した行動をお示ししています）。環境フォーラム（かんきょう博覧会）地元大学等との連携した情報交流の推進。

以上の8項目からなる環境基本計画の項目に基づき、各課が進める施策事業を環境保全実施計画で表しています。

### 第3章 取り組みの進捗状況

#### 環境保全実施計画の20年度の各課進捗状況

環境基本計画体系	取組の方向性	事業の具体的内容	課名	20年度実施状況	具体的内容（数量等の実績）・検討課題・自己評価等
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる					
1-1 環境学習の推進					
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める	学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める。	環境博等で行っている。	環境政策課	継続	さらに進めたいと考えている。
	市民の自主的活動を支援する。	社会教育関係団体登録・出前講座	生涯学習課	継続	出前講座全33回（対象の課のうち環境政策課関係3回）
1-1-2 環境学習の構想・計画をつくり、進める	環境学習を行う人材登録と提供をする。	人材の把握に努め、学校に紹介する。	指導室	継続	他課と連携をとり、学校へ人材を紹介する
	環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくりをする。	人材、団体の把握に努める。	環境政策課 生涯学習課	実施	未実施（環境政策課） 市民講師の登録・紹介（生涯学習課）
	学習活動のリーダーやコーディネーターとなる人材育成をボランティア登録制度などにより支援をする。	人材の把握に努める。	生涯学習課	継続	市民講師の登録・紹介
	環境学習関連資料の提供をする。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	各学年対応の環境副読本CDを作成し、配布する
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	環境政策に関する蔵書を整える。	図書館	実施	蔵書構成全体のバランスを見ながら実施した。
	環境教育推進にかかわる教員の研修会を開催する。	環境教育推進委員会の開催	指導室	充実	年3回の実施
	体験学習や観察会・講座を開催する。	成人大学、成人学校、子ども体験教室	公民館	継続	成人大学17回・成人学校88回・子ども体験教室6回
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	講習会等の開催を後援する。	環境政策課	継続	12件後援をしている。

1-2 パートナシップ・ネットワークづくり					
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネートを進める	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーション(講座・学習会等の開催)を促進する。	講座、学習会、環境博覧会、施設見学会等を協働で行っている。	環境政策課	継続	環境市民会議と協働で行っている。
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	市民・事業者・行政等との情報共有や意見交換の仕組みを整備する。	取組の一つとして、環境博覧会を開催している。	環境政策課	継続	情報共有や意見交換のできる拠点を検討中
1-2-4 広域的な連携を進める	広域的な環境問題に対応するため他地域と連携する。	東京都市環境・公害事務連絡協議会に参加する。	環境政策課	継続	都や他市との情報を交際の場として活用している。
1-3 情報の積極的な活用					
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	利用者が活用しやすい環境情報の収集・整備・提供する。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	ホームページ等で情報発信しているが、完璧ではない。
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	ホームページ等で情報発信しているが、効果的かどうか分からない。
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネートを進める	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	湧水調査をし、環境報告書等に記載する。	環境政策課	実施	3箇所実施・年2回6月、12月実施
	環境行動指針を普及、啓発する。	市報等で啓発する。	環境政策課	継続	ホームページに掲載中
2 緑を守り育てる					
2-1 緑の保全					
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等によりまとまった緑地を保全する。	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全を図られるようにする。	環境政策課	継続	野川流域環境保全協議会の1区・5市で協力し合い、緑と景観、湧水の保全を図っている。

第3章 取り組みの進捗状況

2-1-3 緑の管理と活用を進める	緑の現況に関する調査をする。	基礎データの調査をする。	環境政策課	検討	平成21年度緑の基本計画の基礎データを調査する。
	保存生垣指定や保存樹木指定等の制度を活用する。	保存樹木の内一定規模の巨樹のリスト作成	環境政策課	充実	継続していく。
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課	継続	平成20年度 3%の公園・緑地設置案件 1件 6%の公園・緑地設置案件 0件 今後も、一定規模以上の事業については、緑地・公園の設置を指導する。
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課	継続	連携を進めていく。
	市民参加（ボランティア）による公園等の管理を普及・啓発する。	清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課	充実	花壇ボランティア3団体 公園美化サポーター制度8団体と協定
2-1-3 緑の管理と活用を進める	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課	検討	今後検討する。
	雑木林の保全に努める。	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課	継続	平成21年度崖線の一部の1箇所を公共緑地指定する。
	公園整備事業により緑地を確保する。	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課	継続	平成21年度小長久保公園の一部の用地取得を行う。
	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課	継続	計画どおり、実施している。

	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課	継続	宅地開発審査会で小金井市環境配慮計画書の内容を審査し、事業者をお願いしている。
2-3 まちづくりにおける農の活用					
2-3-1 農地を保全・活用する	農業の担い手の支援・育成をする。	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	年間を通して簿記講習会を実施し、農業経営の効率化を図った。平成20年度認定農業者制度を設け、認定・認証農業者を輩出した。認定農業者となった者から担い手支援を行っていく。
	生産緑地を保全する。	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。	環境政策課 経済課 農業委員会	継続	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。
	市民と農業者の連携による援農と交流のしくみづくりをする。	平成15年に体験型市民農園を開園。20年には更に1園開園する。 (体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深めている。)	経済課 農業委員会	充実	20年度新たに体験型市民農園を開設した。体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深めている。
	借地契約等により市民農地を開設する。	園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。	経済課	継続	園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。
	環境保全型農業事業を促進する。	バイオマス事業の推進を図る。	経済課 農業委員会	継続	21年度もバイオマス事業の推進を図る。

第3章 取り組みの進捗状況

2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する	地場野菜の利用・流通支援等により地産地消を促進する。	1日生活教室を通じ、庭先販売の地場野菜を使った料理講習会を開催。地場野菜への興味を促すと共に、新たな作物を小金井のブランドに向けて模索する。	経済課 農業委員会	継続	地元野菜を使った料理教室「1日生活教室」を年2回実施し、「庭先直売所マップ&レシピ集」を配布する中地産地消の促進を図った。 地域農業の振興を図るため農業マップの配布を行っている。
3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する					
3-1 地下水・湧水に関する現況把握					
3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	定期的な水質の検査により「より安全なおいしい水」を届ける。	水道課	継続	地下水の水質分析については定期的に毎年1回実施している。
	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	定期的な水質の検査をする。	環境政策課	継続	井戸13箇所・湧水1箇所 年4回実施
	湧水調査をする。	平成20年度から3か所の湧水調査を行う。	環境政策課	実施	3箇所、年2回6月・12月実施
	定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。	環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行なう。	環境政策課	充実	環境市民会議地下水部会との協力し、新しい調査井戸を探す。
3-1-2 地下水・湧水についての情報を整理・分析・提供する	飲料水や地下水についての情報提供をする。	水質検査の結果を東京都ホームページで公表する。市民からの水質苦情に対する情報提供を行う。	水道課	継続	水質検査の結果は、毎年東京都水道局ホームページで公表している。 水質苦情については年間25件であり、浄水処理方式の改善に伴い減少傾向にあります。

3-2 地下水・湧水の保全					
3-2-1 地下水位を確保する	雨水浸透施設等設置を促進する。	市民に設置の協力をお願いし、昭和63年9月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付する。	下水道課	継続	平成21年3月31日現在市全体で雨水浸透施設設置率は、51.8%となっている。引き続き事業を推進する。
	雨水タンクその他の市民・地域の取組の支援・促進をする。	雨水貯留施設設置費補助制度により行う。	環境政策課	継続	平成20年度13件・216,570円
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類提出の仕組みの整備と運用する。	提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行う。	環境政策課	継続	小金井市地下水及び湧水を保全する条例を周知する。
3-2-3 地下水質を保全する	地下水質監視する。	井戸13地点湧水1地点の水質を年4回測定する。	環境政策課	継続	平成21年度は、井戸14地点に変更と湧水調査実施
3-3 河川環境の保全					
3-3-2 河川水質を保全・回復する	合流式下水道を改善する。	雨水吐き室にきょう雑物などの除去装置等を設置し、越流水の水質を監視する。	下水道課	継続	除去施設等の設置については、全11か所中平成20年度末までに6か所が設置済みとなる。平成21年度も3か所を予定しており、事業は順調に推移している。
3-5 水の循環的利用					
3-5-1 節水を進める	日常生活や事業活動における節水の啓発をする。	市報・ホームページ・水道週間行事等	水道課	継続	水道週間中に「水道なんでも週間」を行い節水を啓発。市報に「節水のお願い」を掲載。
	節水型機器・製品の普及促進をする。	節水コマ無料配布	水道課	継続	節水コマ無料配布17件/年 直営取替9件/年
3-5-3 地下水の適正利用を進める	災害時利用のための井戸の管理	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	継続していく。

### 第3章 取り組みの進捗状況

3-6 市民等の啓発と連携					
3-6-1 情報収集や保全活動を連携して進める	地下水や湧水のモニタリングや学習活動を協働して進める。	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課	継続	3年間取組んでいる。井戸地点のばらつきがあるので、ばらつきのないように、新しい調査井戸を探す。
4 自然環境を一体的に保全する					
4-2 生物の多様性の保全					
4-2-1 生息空間を保全・創造する	湧水地生態系を調査する。	湧水地の生き物の調査を行う。	環境政策課	実施	3箇所年2回6月・12月に実施
	ビオトープを学校と地域市民と協働してつくる。	小学校や野川自然再生事業を都で行う。	環境政策課	継続	フィールド不足であるが、指導者の不足もあるので、講習会等の開催を行う。
5 公害を未然に防止する					
5-1 公害対策					
5-1-1 大気汚染対策を進める	工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置助成をする。	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により利子の一部を補助する。	経済課	継続	特別設備資金として、地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のため、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要な資金の融資あっせんを設備資金とは別枠で行っている。H20年度申請はなし。
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入するよう指導する。	環境政策課	継続	委託仕様書に明示（ハイブリット車等低公害車を使用すること）市長・議長車等
	公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	CoCoバスの運行による自家用車運転抑制	交通対策課	継続	継続していく。
	駐輪場の整備・駐輪台数の確保（レンタルサイクルを行い自転車の有効利用を図る）	JR中央線の、高架下を利用する。	交通対策課	未実施	平成22年度に検討予定
	5-1-2 水質汚染対策を進める	工場・事業所への排水規制をする。	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続

第3章 取り組みの進捗状況

5-1-3 土壌・地下水汚染対策を進める	化学物質の適正管理を促進する。	使用している事業所から報告をもらう。	環境政策課	継続	報告書を提出していない事業所に提出するように促す。
	除草剤の適正使用を指導する。	市民等に広報を行う。	環境政策課	未実施	21年度検討予定
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会	継続	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨した。
5-1-4 その他の生活環境保全対策を進める	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課	継続	平成20年度 相談案件 0件 平成21年1月に市報で、支援制度の特集を組み、制度の周知に努めた。今後も、市報等とおして制度の普及を行う。
	苦情処理・相談機能を充実する。	研修参加等により情報収集に努め相談等の充実を図る。	環境政策課	継続	20年度171の苦情件数。内容の多様化での問題がある。
5-2 有害化学物質対策					
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、調査測定をする。	学務課 保育課	継続	小中学校の教室等のシックハウス状況の調査等を必要に応じて行うなど児童・生徒の健康・環境保持に努めている(学務課) 耐震工事後は必ず調査測定を行い、安全であることを確認している(保育課)
	適正管理化学物質に係る指導をする。	使用している事業所から報告をもらう。	環境政策課	継続	報告書を提出していない事業所に提出するように促す。
	P R T R や環境確保条例に基づく情報提供をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	検討	平成21年度ホームページに載せる。

第3章 取り組みの進捗状況

5-2-1 化学物質を適正管理する	化学物質に関するデータベースの整備活用と市民等への情報提供をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	検討	今後検討する。
	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	検討	今後検討する。
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	届出受付は2,000㎡以下の場合のみ行う。	環境政策課	継続	東京都や労働基準監督署との連携をとり行う。
	放射能測定	食品の放射能測定を希望する市民に対し、市と協定を結んだ団体が測定する。	経済課	継続	測定件数 79件
5-3 ヒートアイランド対策					
5-3-2 緑地や水面を確保する	屋上緑化・壁面緑化を進める。	各小・中学校を対象に行う。	庶務課	継続	平成18年度に緑小学校で壁面緑化 夏場における教室内の気温低減という効果が確認されるものの、窓からの採光が減少するため蛍光灯を増設
	校庭の芝生化を進める。	各小・中学校を対象に行う。	庶務課	実施	小金井第二小学校校庭を芝生化(4,373㎡)
5-3-3 建物敷地・道路・建築物のコンクリートやアスファルト舗装を見直す	透水性舗装など道路舗装を進める。	舗道の透水性舗装・浸透ますの設置を行う。	道路管理課	継続	透水性舗装については、歩道のみ実施している。
6 小金井らしい景観をつくる					
6-1 小金井らしい景観の確保					
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	市民と景観形成を考えていく。	まちづくり条例の諸制度の周知に努める。	まちづくり推進課	実施	平成20年度に小金井市で国分寺崖線保全フォーラムを開催し、概ね120人程度が参加した。
6-1-2 まちの美化を進める	ポイ捨ての防止などの普及啓発・環境美化を推進する。	不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	継続	市内10ヵ所に路上禁煙地区の路上表示板の設置、ポイ捨て禁止看板を設置(希望制)、毎月第3火曜日に路上喫煙マナーアップキャンペーンを行った。

6-1-2 まちの美化を進める	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発をする。	ごみリサイクルカレンダー、市報等に掲載しPRする。	ごみ対策課	継続	①ごみリサイクルカレンダー、市報、ホームページ等で掲載。 ②市民まつりでごみ減量キャンペーン及び駅頭でごみ非常事態キャンペーンの実施
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発をする。	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課	実施	道路交通環境整備強化月間等でパンフレットの配布を実施した。
6-1-2 まちの美化を進める	アダプトプログラムを進める。	市民と市がお互いの役割分担を定め両者のパートナーシップのもと、事業を行う。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課	実施	市民と市がお互いの役割を分担を定め、両者のパートナーシップのもとで、事業を行う。課題は登録団体数の増。（企画政策課）小金井市環境美化サポーター制度の市民説明会を開催して、ボランティア活動団体等とまちの美化を進めている。（道路管理課）
6-2 歴史的文化的遺産の保全					
6-2-1 歴史的文化的遺産の保全・継承する	玉川上水・五丁目市街道等の歴史的風致の保全について情報提供や親しむ機会を作る（国指定史跡玉川上水及び名勝小金井桜の保全）	文化財センターで企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課	継続	企画展2回、史跡めぐり1回実施
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。	経済課 農業委員会	継続	地区委員による合同パトロールにおいて、法に基づく適正な農地の肥培管理を促した。
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について相互の調整を図る。	環境政策課 農業委員会	充実	制度を活用した保全を図り、農地・屋敷林等について相互の調整を図る。（農業委員会）

第3章 取り組みの進捗状況

	歴史的・文化的遺産についての情報や親しむ機会を提供する。	文化財センターでの展示、各種講座、文化財めぐり等の実施	生涯学習課	継続	企画展2回、文化財講演会、古文書講座、史跡めぐり各1回実施
6-2-2 歴史的・文化的遺産をまちづくりに活かす	水田・用水路復活として自然再生事業を支援する。	野川流域連絡会、野川第一調節池、第二調節池自然再生協議会の支援を図る。	環境政策課	継続	野川第一調節池での野川自然再生事業の促進
6-3 環境と共生する都市づくり					
6-3-1 環境に配慮した都市整備を進める	駐輪場の整備をして自転車利用のまちづくりをする。	慢性的に駐輪場が不足している状態で、空いている土地もないためJR中央線の高架下利用を検討する。	交通対策課	継続	継続していく。平成22年度にJR中央線の高架下利用を検討予定
6-3-2 環境に配慮した施設の整備を進める	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め推進していく。また公共施設の建設・改修工事に際しては、環境に配慮した物や省エネルギーの電気機器等、また、多摩産木材を使用するよう推進する。	環境政策課	継続	宅地開発等審査会で小金井市環境配慮計画書の内容を審査し、事業者をお願いしている。

第3章 取り組みの進捗状況

6-3-2 環境に配慮した施設の整備を進める	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	雨水を活かしたまちづくりのため雨水浸透ます及び雨水貯留槽の設置を推進する。	下水道課	継続	新規の道路雨水の浸透についても検討する。
	環境に配慮した公共施設整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	公共施設の建設・改修工事には、環境に配慮した施設整備を促進する。	建築営繕課	継続	①東小学校：研修センターの冷暖房設備（エコアイス）②第一中学校：図書室・視聴覚室・会議室の冷暖房設備（エコアイス）③東中学校：音楽室2・音楽準備室冷暖房設備（エコアイス）④わかたけ保育園：時計（風力・太陽光発電）⑤栗山公園健康運動センター：照明器具省エネタイプに改修（201台）⑥緑センター：照明器具省エネタイプに改修（76台）視聴覚室・リクリエーション室冷暖房設備を高効率機器⑦本庁舎：旧消防署会議室冷暖房設備（エコアイス）⑧耐震性貯水槽：地先境界ブロック・U形側溝⑨中間処理場：事務所棟（エコアイス6台）・太陽光発電（売電方式）・風力発電・太陽光発電（照明用）  雨水貯留槽（500L）・多摩産材（柵材）・エコセメント（視覚障害者誘導ブロック、地先境界ブロック、U形側溝、雨水ます）
7-1 ごみを出さない					
7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、ノーレジデの実施によるマイバッグ持参の奨励等を行なう。	リサイクル推進協力店認定制度をPRし事業者と市民が協働して実現するよう啓発する。	ごみ対策課	継続	平成20年度末現在3店認定。今後も認定店を拡大予定

第3章 取り組みの進捗状況

7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない	分別等の指導による事業系ごみの減量及び資源化	事業所のごみ廃出状況調査と指導を行う。	ごみ対策課	継続	・事業所へのごみの減量と資源化について指導。 ・事業系可燃ごみ処理手数料の改定
	ごみにならない製品選択についての情報提供をする。	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行う。	ごみ対策課	継続	今後も引き続き市報、ホームページ等での周知を行う。
	マイバック持参の奨励	スーパーの店頭や駅頭において啓発用グッズを配付しマイバック持参を奨励する。	経済課	継続	スーパー店頭（3店舗）で実施啓発物品1,800個配布
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発、ノーレジ袋デーの実施	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行い、またノーレジ袋デーキャンペーンを実施する。	ごみ対策課	継続	市で公募したごみゼロ化推進員が、レジ袋の削減・マイバッグの促進についてキャンペーンを行った。引き続きキャンペーンを行っていく予定
7-2 資源循環の推進					
7-2-1 リユースを進める	リユース（再利用）できる製品や取り扱っている販売店（リサイクル協力店）に関する情報提供をする。	市報ごみリサイクル特集号市ホームページ等で行う。	ごみ対策課	継続	市報、ホームページ等で主にプラスチックごみや資源ごみについて取り上げ、リサイクル推進店の募集も定期的に行った。
	市報によるごみ減量及び資源化の啓発をする。	市報ごみリサイクル特集号にごみの処理量や処理経費を掲載し周知する。	ごみ対策課	継続	市報7月15日号ごみリサイクル特集でごみの処理量及び処理経費を掲載
	環境学習関連資料を提供する。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	国、都からのリーフレット等の情報提供を行う。

第3章 取り組みの進捗状況

<p>7-2-3 品目ごとのリサイクルのルート構築と円滑な運用を進める</p>	<p>市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を検討する。</p>	<p>家庭で、不用となった品物を必要な方に有効活用していただく、不用品交換コーナーを設置する。リサイクルバザーや食器リサイクル事業を実施する。消費者団体を支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。</p>	<p>経済課</p>	<p>継続</p>	<p>不用品交換コーナー（常設） 登録件数 92件 成立 17件 リサイクルバザー・食器リサイクル事業 毎月第3木曜日実施 リサイクルバザー 出店者 170人 利用者566人 食器リサイクル 利用者 519人 回 収量2,470.5kg おもちゃの病院 利用者9 3人</p>
<p>7-2-4 資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入を進める（グリーン購入）</p>	<p>グリーン購入についての普及啓発をする。</p>	<p>ホームページ等を活用し市民に対し普及啓発する。</p>	<p>環境政策課</p>	<p>継続</p>	<p>ホームページにグリーン購入実績表を掲載</p>
<p>率先したグリーン購入（小金井市グリーン購入基本方針）を推進する。</p>	<p>市内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取り組みとして報告する。</p>	<p>環境政策課</p>	<p>継続</p>	<p>平成20年10月6日に平成19年度グリーン購入実績を、市ホームページにアップした。</p>	
<p>7-3 適正な処理</p>					
<p>7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す</p>	<p>廃棄物処理の環境負荷削減など廃棄物の適正処理の取組をする。</p>	<p>プラスチックごみのケミカルリサイクル化や金属類の再資源化による埋立て量の削減をする。</p>	<p>ごみ対策課</p>	<p>継続</p>	<p>平成20年度埋立量286t 平成20年度資源化量11,304t</p>
<p>収集車両による環境負荷を削減する。（ディーゼル車から天然ガス車及びアイドリングストップ装置装着）</p>	<p>車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入する。</p>	<p>ごみ対策課</p>	<p>継続</p>	<p>平成20年度購入実績なし。今後、購入の際は検討する。</p>	

第3章 取り組みの進捗状況

7-3-3 新たな処理・処分施設のあり方を検討する	新ごみ処理施設（平成29年4月稼働予定）の建設計画を実施する。	市民参加による建設場所選定検討委員会から建設場所についての答申を受け、内容について検討し、住民説明会等を開催したうえ、平成21年2月に建設場所を決定する。	ごみ対策課	継続	平成21年2月に建設場所を決定する予定であったが、決定を延期したため、平成21年度中に建設場所を決定し、国分寺市と共同で建設計画を進める。
7-4 有機系廃棄物の循環利用					
7-4-1 生ごみの肥料化・堆肥化を進める	生ごみ肥料化対策による生ごみの資源化を促進する。	生ごみを肥料化し、燃やすごみを減量する。	ごみ対策課	継続	①平成20年度で市内全小中学校に生ごみ乾燥機を設置。 ②乾燥生ごみ拠点回収を市内公共施設10ヶ所に設置。また、乾燥生ごみ回収キャンペーンを4回実施した。 可燃ごみ平成20年度処理量16,084t
	生ごみ処理機器などの資源化機器の普及を図る。	生ごみを減量するための機器を購入した人に補助金を支給する。	ごみ対策課	充実	利用台数 電動式340台、手動式11台、容器9台。平成21年度6月から事業者にも補助を拡大する。
7-4-2 剪定枝等の資源化を進める	学校等樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課	継続	小中学校樹木（中・低木）の剪定した枝葉を堆肥化するため、剪定枝をチップ化作業を行いリサイクルを行います（学務課）シルバー人材センターへ委託しており、チップや肥料へリサイクルしている。（保育課）
	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。	環境政策課	継続	継続していく。

7-4-2 剪定枝等の資源化を進める	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル(チップ化等)に努めるように指示する。	道路管理課	継続	設計資料の特記仕様書に記載し実施中である。
	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。	環境政策課 農業委員会	検討	情報の共有化を図った。
	家庭から出る剪定枝・落葉を資源化する。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	ごみ対策課	継続	平成20年度実績60t 21年度以降も実施
8 地域から地球環境を保全する					
8-1 地球温暖化の防止					
8-1-1 地球温暖化防止計画を策定する	地球温暖化対策実行計画(市役所版)を推進する。	庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課	継続	平成21年度、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の地域版も策定する。

第3章 取り組みの進捗状況

<p>8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する</p>	<p>電気・ガスの節約をする。</p>	<p>庁内の電気・ガスを節約する。</p>	<p>全課</p>	<p>継続</p>	<p>20年度使用量 前年比 電気△25,443KW・ガス△9,626m<sup>3</sup>20年度使用量 前年比 水道△2,925m<sup>3</sup> (管財課) 平成21年度に小学校2校、学校2校をモデル校として光熱水費削減還元プログラムを試行的に実施し、光熱水費の削減を図る。合わせて環境問題等への意識向上など教育的効果を図る (学務課) 来館者の状況により照明等をこまめに消灯の実施及び来館者の状況により、常に心がけて節水を実施 (はげの森美術館) 昼休みの消灯等にて節約 (広報秘書課) OA機器・電灯を必要に応じ点灯・消灯する等、節約に努めた。(子育て支援課) 環境行動チェックリストに基づき遵守した。(スポーツ振興係) 依命通達を遵守し、節約した。(財政課) ガス使用量を年間0.4m<sup>3</sup>に抑えた (区画整理課)</p>
	<p>水を節約する。</p>	<p>庁内の水を節約する。</p>	<p>全課</p>	<p>継続</p>	<p>必要最小限の利用に留め、節水に努めた。(子育て支援課) 環境行動チェックリストに基づき遵守した。(スポーツ振興係) 水道使用量を基本使用料金以内に収まるよう、節水に努めている。(区画整理課)</p>
	<p>エネルギーを削減するライフスタイルを普及啓発する。</p>	<p>環境行動指針のチェックシートを活用する。</p>	<p>環境政策課</p>	<p>継続</p>	<p>市のホームページ等で周知</p>
<p>8-1-3 エネルギーを創出する (新エネルギー、自然エネルギー)</p>	<p>公共施設への新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入に努める</p>	<p>太陽光発電等を導入する。</p>	<p>関係各課</p>	<p>継続</p>	<p>新しい公共施設を建設するときは、新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入を各課にお願いしている。市民には、国・東京都の補助金制度を紹介している。</p>

8-1-3 エネルギーを創出する(新エネルギー、自然エネルギー)	住宅に対する新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入助成(小金井市増改築資金あっせん制度)をする。	自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う方に、その資金の一部を融資のあっせんをする。	まちづくり推進課	継続	平成20年度 太陽光発電設置1件 今後も市報等とおして広く制度の普及を行う。
	再生可能なエネルギーの導入を促進する。	公共施設に太陽光発電・風力発電を設置する。	関係各課	継続	継続していく。
8-1-5 エネルギー削減を目指したまちの仕組みを整える	地球温暖化対策地域推進計画を作成する。	平成20年度完成予定の市域の温室効果ガス排出量算定手法をもとに21年度中に計画を策定する。	環境政策課	検討	平成21年度実施
8-2 オゾン層の保護					
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層保護に関する啓発をする。	市民・事業者にフロン類の適正な回収について広報を行う。	環境政策課	継続	平成20年度広報掲載。
8-3 その他の地球環境保全					
8-3-1 地球環境破壊につながる行動を見直す	市民や事業者が行動を見直すための情報提供をする。	環境行動指針を提供する。	環境政策課	継続	市のホームページ等で周知
8-3-2 熱帯林の保護	多摩産木材を利用する。	多摩産木材を使用するよう促進する。	建築営繕課 環境政策課	継続	継続して周知していく。

環境基本計画の体系に沿った取り組みを行っていくため、各課から計画の取り組み状況を報告してもらい、検討課題、自己評価をしています。また、今回お示ししている各課からの環境保全実施計画が、まだ計画の段階にあるものもあります。